

バリアフリーの推進に向けて

6.1 ソフト施策の推進

6.2 計画の評価・見直し

第6章 バリアフリーの推進に向けて

6.1 ソフト施策の推進

(1) 心のバリアフリーに関する事項

心のバリアフリーとは、障害者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について関心を持ち、理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、各種の啓発・広報活動及び様々な機会を活用した幅広い教育活動等を推進することです。

市では、「岡山市ユニバーサルデザイン・共生社会推進基本方針」において、人権啓発の推進や障害への理解促進などに関する取組を位置づけ、推進しています。これらの取組に加え、本計画の特定事業に位置づけたソフト施策を各事業者等が推進していくとともに、市民の方々にバリアフリーの推進に協力いただけるよう努め、市として積極的に心のバリアフリーを強化していきます。

表 6-1 心のバリアフリーに関する主な取組



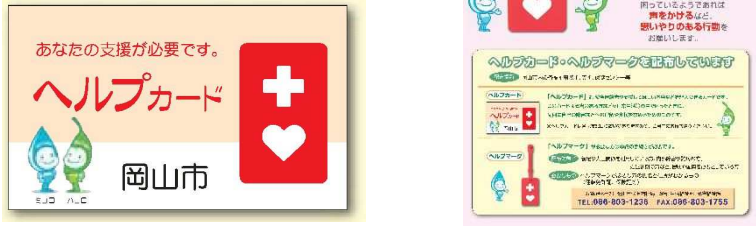


内容		実施団体
<p><u>岡山市障害者福祉大会</u></p> <p>市民の障害者に対する正しい理解と認識を深めるとともに、障害者の自立と社会参加の促進が図られるよう連帯感あふれる地域づくりの実現を目指して開催している。</p>		<p>岡山市、岡山市社会福祉協議会、岡山市障害者団体連合会</p>
<p><u>心のふれあい事業</u></p> <p>障害者に対する理解と認識を深めることを目的に、「障害者週間」作品コンテストとして、ポスター・作文・標語・写真の4つの部門で、障害者の福祉を題材とした作品を募集している。</p>		<p>岡山市心のふれあい事業実行委員会</p>
<p><u>岡山市障害者体育事業（障害者体育祭）</u></p> <p>平素、体を動かすことの少ない障害者（児）が各種競技を通じて、友達と競い合い、相互の交換を図り、あわせて地域の人々との交流親睦を図っている。</p>		<p>岡山市、岡山市社会福祉協議会、岡山市障害者団体連合会</p>

表 6-2 心のバリアフリーに関する主な取組（続き）

内容	実施団体
<p><u>ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発</u> ヘルプマークなどのチラシやポスターの提供、ヘルプマークの見本貸与等により、障害者についての理解の促進を図っている。</p> 	<p>岡山市</p>
<p><u>人権教育外部講師活用事業</u> 岡山市立の認定こども園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校で行う幼児・児童・生徒を対象にした人権学習の講師として外部講師を活用する場合の謝礼金の補助を行っている。障害者理解に関する内容も対象としている。</p>	<p>岡山市教育委員会</p>
<p><u>PTA 人権教育研修会</u> 保護者の人権意識高揚や PTA 単位での主体的な人権教育研修の実施に向け、個別の人権課題を取り上げた研修会を実施している。</p>	<p>岡山市教育委員会</p>
<p><u>バス教室</u> 公共交通として広く利用されている路線バスの基本的な知識を学んでもらうため、小学生を対象に「バスの利用方法」、「交通安全」、「マナー」の3つのテーマについて学び、路線バスへの関心を高め、公共交通の利用促進を図っている。 バス教室では、車椅子でのバスのスロープ体験なども実施している。</p> 	<p>岡山市</p>
<p><u>「やさしい日本語」普及事業</u> 災害等の緊急時だけでなく、日常生活の中でも外国人や子ども、高齢者、障害者等に対して分かりやすい日本語で情報を伝達する方法を学ぶ「やさしい日本語」講座を年2回開催している。</p> 	<p>岡山市、岡山市国際交流協議会</p>

(2) 情報のバリアフリーに関する事項

市では、平成30年4月に「岡山市手話言語等の普及及び理解の促進に関する条例」を施行し、手話等のさまざまなコミュニケーション手段を利用しやすい社会環境づくりを進めています。

誰もが必要な情報を得ることができ、情報を発信できるとともに、円滑なコミュニケーションをとることができるよう、情報のバリアフリーに関する取組を進めていきます。

表 6-3 情報のバリアフリーに関する主な取組

内容	実施団体
<u>意思疎通支援事業</u> 障害等で意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳、要約筆記等の方法により意思疎通を支援する者の派遣等を行っている。タブレット等を活用した遠隔手話通訳も行っている。	岡山市、岡山要約筆記クラブ、岡山盲ろう者友の会、岡山県言語聴覚士会（倉敷平成病院）
<u>各種啓発事業</u> 様々な人権問題についての理解と認識を深めることを目的とした講演会や映画会などの啓発事業において、要約筆記、手話通訳、副音声を活用することで、障害等の有無に関わらず、だれでも必要な情報を得られやすくなるよう配慮している。	岡山市

6.2 計画の評価・見直し

バリアフリー法では、バリアフリー化を進めるために具体的な施策や措置の内容について、関連する当事者参加の下、検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって段階的・継続的な発展を図っていくこと（スパイラルアップ）を国の果たすべき責務として位置づけており、地方公共団体についても、これに準ずることとされています。

また、バリアフリー法において、移動等円滑化促進方針や移動等円滑化基本構想を作成した場合は、概ね5年ごとに実施状況の調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは移動等円滑化促進方針や基本構想を変更することとされています。

以上のことを踏まえ、市では概ね5年ごとに「中間評価」として、移動等円滑化促進地区における措置の実施状況の調査や重点整備地区における特定事業等の実施状況の調査等を実施します。また、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、新たな移動等円滑化促進地区、重点整備地区の設定について検討し、持続的なバリアフリー化の推進とスパイラルアップを図ります。

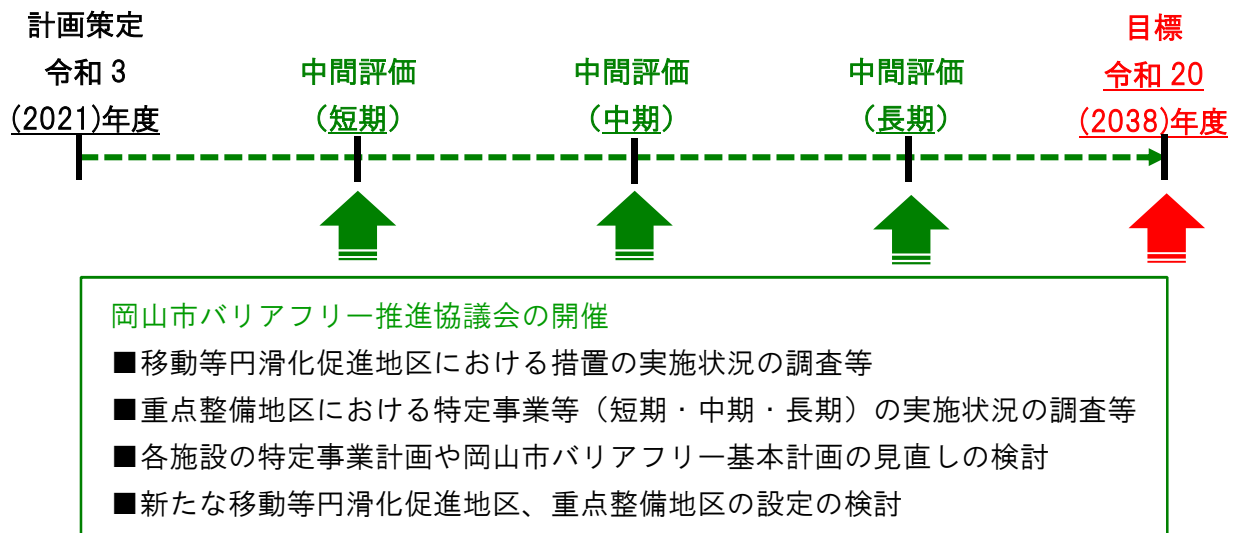


図 6-1 基本計画の期間と進め方